

令和7年第10回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年10月27日（月） 午後1時30分から2時40分

2. 開催場所 全員協議会室（6階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（13人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	欠	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野 善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地改良届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条 市）

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条 市）

報告第4号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第6 その他

（1） 審議会、協議会の報告について

（2） その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己
次 長 菊池 智司
係 長 奥村 正幸

7. 会議の概要

戸邊	委員の皆様、こんにちは。
会長職務代理	ただいまから令和7年10月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は、牧野委員が都合により欠席となりますが、定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 5番、島根至代委員、6番、江川直美委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。 それでは、続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 それでは、議案第1号1番と2番は関連がございますので、一括して審議をいたします。 それでは、議案第1号1番並びに2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「小谷堀字新田用水添〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請理由「家庭内贈与」、経営面積「〇〇㎡」。 続きまして、2番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「小谷堀字鯛沼〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請理由と経営面積は同じです。

なお、こちらの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は恩田委員の担当でございます。恩田委員に内容説明をお願いします。

恩田委員

それでは、ただいまから議案第1号1番及び2番の説明をいたしますが、まず、1番からです。

申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積は事務局からの説明どおりのため、省略いたします。

（申請地、作付計画、譲受人、経営状況、従事日数、経営農地、農機具の保有状況について説明）

続きまして、議案第1号2番の説明をいたします。

申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積は事務局からの説明どおりのため、こちらも省略いたします。

（申請地、作付計画、譲受人、経営状況、従事日数について説明）

その他の世帯員、経営農地、農機具の保有状況は、先ほど1番で説明したとおりのため、省略いたします。

以上で説明を終わりにします。

特段問題ないかと存じますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番、2番につきまして説明がございました。これにつきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

それでは、順番に採決をいたします。

それでは、議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1 番	家庭内贈与	(全員賛成)
-----	-------	--------

議長	続きまして、議案第 1 号 2 番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【挙手全員】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。 2 番 家庭内贈与 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第 2 号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。 【議案第 2 号に係る申請地のビデオ上映】
議長	それでは、再開をいたします。 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。 今月は、議案第 2 号 2 番について内容調査会を開催しております。 それでは、議案第 2 号 1 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第 2 号 1 番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「岩野木字大堤内〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外 1 筆、申請目的「住宅用地」。 なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 1 0 h a 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は、石井委員の担当でございます。石井委員に内容説明をお願いします。
石井委員	それでは、ただいまから議案第 2 号 1 番について説明をさせていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略いたします。 (譲受人について説明) 申請内容ですが、転用目的が住宅用地になります。 次に、利用計画について説明をいたします。利用計画といたしましては、木造平屋建て専用住宅 1 棟の建築でございます。建築面積が〇〇㎡、1 階床面積が〇

〇㎡でございます。また、駐車スペース２台分がございます。

次に、被害防除ですが、北側は農地と隣接しており、新設ブロック塀２段設置、東側も農地と隣接しており、新設ブロック塀２から３段積み、南側は道路と隣接しており、出入口のためになし、西側は農地と隣接しており、新設ブロック土留め５段設置となります。

また、汚水は合併浄化槽５人槽で、処理後、北側排水路へ放流、雨水は雨水浸透ますを設置して宅内浸透処理となります。

また、隣地の同意はございます。誓約書も提出されております。

（資金計画について説明）

農地区分は第２種農地です。

また、開発許可の要件につきましては、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅です。

最後に、理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。

（理由書朗読）

以上で説明を終わります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第２号１番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第２号１番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

１番 住宅用地	（全員賛成）
---------	--------

議長

続きまして、議案第２号２番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第２号２番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦成五丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「資材置場用地」。

	なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は、大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いします。
大久保委員	それでは、ただいまから議案第2号2番の説明をさせていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりですので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりですので、省略いたします。 (譲受人について説明) 申請内容ですが、転用目的が資材置場用地で、申請理由としましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。 (理由書朗読) 続きまして、本社から申請地までの距離は4.1km、車で11分です。利用計画としましては、再生砕石及び再生砂の置場、バックホウ置場、お客様車両置場2台分、従業員車両置場2台分となっております。 隣地の同意は不要です。 続いて、被害防除ですが、東側、単管＋鋼板土留め横置き＋防じん防止ネット、高さ1,200、再生砕石、再生砂の置場付近は高さ1,800。南側、単管＋鋼板土留め横置き＋防じん防止ネット、高さ1,800、水路脇に新設コンクリート打設5cm。西側、単管＋鋼板土留め横置き＋防じん防止ネット、高さ1,200部分と1,800部分です。北側出入口以外、単管＋鋼板土留め横置き、会社案内看板。出入口、鋼板敷き幅9m、奥行6m、出入口付近に停止線、場内砂利引き。雨水は自然浸透。以上が被害防除の説明でございます。 その他でございますが、契約書を頂いております。 (資金計画について説明) 農地区分は第2種農地です。 これで説明は終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 島根幸一委員。
島根幸一委員	(挙手により質問) すみません、これから会社を起こして始めるということだと思うんですけども、既に一緒にやっている取引会社というのがあったらいいんですけども、そ

	のことについては、どういうあれでこれからやる会社が取引先があるということなんですか。
大久保委員	取引先というのは、先ほど申し上げた会社ですが、頂いている資料の中に取引予定証明書というのがありまして、譲受人が許可後にRC40-0、これは商品、碎石、再生砂のことなんですけれども、これを取引することを証明しますという会社が、埼玉県松伏の〇〇〇〇という会社が取引しますという書類が出ております。
議長	島根委員。
島根幸一委員	何かこの人がどこかでその仕事をやっていて、独立とかという形ではなくて、そういうふうに何かあれなのかなと思っていたんですけれども。
大久保委員	そこはちょっと聞かなかったんですが、内容調査会の話しぶりでは、こういう仕事をしてみたいみたいな感じで説明しておりました。
島根幸一委員	今までやっていて。
大久保委員	口ぶりはそんな感じで説明されていました。
議長	事務局は。
事務局	過去にこれまでこういうふうにやったかというのは、確認はしてはいなかったんですけれども、一応、事業計画書の中に、先ほど読み上げていただいた〇〇〇〇さんとかが入っているのと、あとは、今回の資料として出していただいたまた新しいところとして、取引予定証明書というのを〇〇〇〇さんというところから出していただいているのがございますので、そちらとの取引については間違いなくあるのかなというふうに考えております。
島根幸一委員	はい、分かりました。
議長	宮田委員。
宮田委員	(挙手により質問) ちょっと教えていただきたいんですが、先ほどビデオで確認、ちょっと私、見なかったものですから、碎石、再生砂ということなんです、これ調整区域内ということで、近隣に住宅というのはあるんですか。どこまで近隣というか分かりませんけれども、南側とかにはない。

大久保委員	ないですね。
宮田委員	あ、そうですか。
大久保委員	ええ。南側は駐車場になっていました、たしか。トラックとかの駐車場に。その先に1軒あったのかな。鉄骨屋さんみたいな。
議長	じゃ、代理から。
戸邊 会長職務代理	出入口から東側は側道がございます。その角に1軒あります。約離れている20mから30m程度。右側に、たしか学校のほうに行くんですけども、斜め北、北部のほうですか、50mぐらいに1軒あります。この近くはでかい車の駐車場がいっぱいあります。トラックが平気で出入りする場所です。その奥には建築会社の資材置場等もございまして、何人か住んでいる方がいらっしゃいますが、仕方がないのかなと。あと、お墓とかという状況です。
宮田委員	私がちょっと心配したのは、隣に住宅があったりすると。
戸邊 会長職務代理	隣に隣接はしていません。
宮田委員	後々トラブルとかということがちょっと。
戸邊 会長職務代理	かなり道路が広く、大きい車がいつも出入りしています。
宮田委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。 鈴木委員。
鈴木委員	(挙手により質問) 先ほど話出たと思うんですけども、砂利とか、やはりほこりが舞うような資材なんで、近隣に迷惑かけないように、通常水道とかの、要するに散水、ほこりが舞わないようにするような設備も必要ではないのかなと思ったりもするんですけども、そういったところは必要かどうか、ちょっと事務局も含めてお尋ねしたいんですけども。
大久保委員	事務局、お願いします。

議長	代理からお願いします。
戸邊 会長職務代理	調整区域なんで、ここは水道入れられないです。 防じんシート、防振ネットか、これを上からかけるということで話は聞いております。水等の話は一切出ません。
鈴木委員	ただ、そういう設備とかしていただかないと、道路のほうまでほこりのラインとかタイヤ痕とか汚れるようなイメージがあるんで、そういうのってやっぱり何がしか対策取ってもらいたいなという気持ちです。 以上です。
議長	資材を置くのは、出入りから一番奥です。で、真ん中がその資材を積替える場所として砂利敷きです。で、出入口が鉄板敷きとなっています。で、その鉄板と舗装された道路の間約1 m付近がU字溝入っていませんので、砂利敷きになります。ですから、積替えしたときにその鉄板のところで一応土砂というかそれを落とすという。大丈夫でしょうか。
鈴木委員	分かりました。
議長	島根委員。
島根幸一委員	(挙手により質問) すみません、もう一つ、ちょっとよく分かんなかったんですけども、この人は碎石土を運んできて、そこに置いて販売ということでしょうか。 それとも、そこで何か碎石、でかいのを持ってきて、ちっちゃく砕いて販売という形ということなんでしょうか。
議長	大久保委員。
大久保委員	砕いた碎石を買っておいて、それでお客様から注文来た場合には積んであげるということです。
島根幸一委員	はい、分かりました。
議長	もう少し補足しますと、砂利と砂を置きます、買ったやつを。で、私のほうから質問させていただいたんですが、通常これが混ざらないように、真ん中にブロック塀とかをやって混ざらないようにするんですが、今回の業種の方は、お客様に応じて砂利と砂を混ぜたような形でも売ると。砂利だけでも売る、砂だけでも売る、ブレンドの配合具合でも売るという仕事をするために、私も聞いたブロックの堤防は置かないという形を取っています。そういった形で、ブレンドもある

	しそのまま単品で売る場合もあるという話でございます。
島根幸一委員	はい、分かりました。
議長	大熊委員。
大熊委員	(挙手により質問) すみません、資本金が10万円ということを言っていますけれども、いつもの案件の会社さんに比べると、大分資本金が低いような気がするんですけども、ちょっと私も砂利のことは分からないんですけども、そのぐらいで始められるのかという。
議長	事務局。
事務局	会社の場合、資本金の額は1円からできるというふうになっていますので、今回、〇〇〇〇というのは、社員さんが自ら出資して設立した会社ということになりますので、いわゆる株式会社みたいにほかから集めて会社を設立するというわけではなくて、働いている人だけで出資して会社を設立したというものになります。 以上です。
議長	株式、合同、合資とか、会社の形式いろいろありますので、その中の今回は〇〇〇〇ということになります。
大熊委員	ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。
宮田委員	(挙手により質問) 〇〇〇〇というのは、私、勉強不足で分かんなくて、今の話ちょっと聞いていたんですけども、そうすると、これ所有権ということは購入したということですよ。そうすると、購入の資金も社員さんたちが持ち寄ってということで理解すればいい。お値段とかはちょっと分からないですけども。
事務局	そうですね、残高証明書も会社名義で提出されていますので、社員さんで出している。
宮田委員	出したんでしょうね。
事務局	はい。

議長

よろしいですか。
そのほかございますか。

【挙手なし】

議長

それでは、質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 資材置場用地 (賛成多数)

議長

続きまして、議案第2号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号3番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「岩野木字大堤内〇〇番」の一部、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「排水路用地（一時転用）」。
なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。
以上でございます。

議長

ありがとうございます。
この案件は石井委員の担当でございます。石井委員に内容説明をお願いいたします。

石井委員

それでは、ただいまから議案第2号3番について説明をいたします。
譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略いたします。
この案件は、9月総会の議案第3号4番でご審議、決定いただきました住宅用地の排水管理設工事のための一時転用であります。
(譲受人について説明)
申請内容ですが、転用目的が排水路用地（一時転用）になります。

次に、利用計画について説明いたします。利用計画といたしましては、木造平屋建て専用住宅の建築に伴う排水管理設のために、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの工事を行い、工事が完了次第農地に復元しますとのことでございます。また、隣地の同意はございます。誓約書は提出されております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号3番に賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 排水路用地(一時転用)	(全員賛成)
----------------	--------

議長

続きまして、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号1番、被相続人住所・氏名「〇〇・〇〇」、相続人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「東町〇〇番」、登記地目「畑」、地積「〇〇㎡」外2筆、経営面積「〇〇㎡」、相続開始年月日「令和〇〇年〇〇月〇〇日」。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は江川委員の担当でございます。江川委員に内容説明をお願いいたし

	ます。
江川委員	それでは、ただいまから議案第3号1番について説明させていただきます。 この案件は、先月の9月総会における議案第4号1番でご審議、ご決定いただきましたが、その後、取消し申出書が提出され、今月改めて再申請を行うものです。 (再申請理由について説明) 今回の申請は、先月審議された東町〇〇番、同〇〇番に加えて、同〇〇番、登記地目「畑」、地積「〇〇㎡」を追加するものです。 なお、現地確認の結果ですが、申請地全てが適性に肥培管理されておりました。また、被相続人及び相続人の状況につきましては、先月と全く同じであるため、説明は省略いたします。 以上で説明を終了いたしますが、特段問題はないかと存じますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【挙手全員】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。
議長	ここで暫時休憩いたします。再開時間2時30分をお願いいたします。 【13分暫時休憩】
議長	それでは、再開をいたします。 続きまして、その他に移らせていただきます。 まず、1番といたしまして、審議会、協議会の報告につきまして、ございましたら挙手にてお願いしたいと思います。 島根至代委員。

島根至代委員	①関東ブロック女性農業委員等研修会 10月23日 以上です。
議長	ありがとうございます。 ほかにございますか、審議会、協議会で。 【挙手なし】
議長	それでは、続きまして、その他でお願いいたします。 【挙手なし】
議長	それでは、続きまして、事務局からの連絡事項ということで、まず、局長から お願いします。
事務局長	①農地利用状況調査の実施について ②農業祭での啓発活動について ③市役所の開庁時間の変更について 以上です。
議長	それでは、続きまして、農業振興課からの連絡事項につきまして、次長のほう からお願いします。
事務局	①第52回三郷市菊花展 10月28日～11月11日 市役所1階市民ギャラリー ②三郷ジュシーあすばら意見交換会 11月4日 市役所本庁舎東別館第1会議室 ③第49回三郷市農業祭 11月15日、16日 市役所市民広場、勤労者体育館 以上です。
議長	それでは、以上をもちまして、今月の総会を閉会とさせていただきます。 閉会に当たり、戸邊代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。
戸邊 会長職務代理	長時間にわたりましての慎重なるご審議ありがとうございました。 今月の総会では、農地法3条が2件承認、5条が3件許可相当となりました。 また、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が1件承認となりました。審議の 内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとう ございました。 以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。